

指定訪問看護ステーションひなた運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社K'sが開設する指定訪問看護ステーションひなた(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問 看護の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員 等が、在宅療養生活の継続とQOLの向上を図るために、利用者の選定(希望)により適正に訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

(2) 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、訪問看護の必要性から判断して、安全で 適切な対応を行うこととする。

(3)事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを 提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(主治の医師との関係)

第3条

事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

(2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

(3)指定訪問看護事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

(事業所の名称等)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションひなた
- (2) 所在地 沖縄県南城市玉城字親慶原153番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条

ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務実

施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 看護師等

看護師 1名(常勤職員、管理者と兼務)

看護師 2名以上(常勤職員2名以上)

作業療養士 1名(常勤職員1名)

事務員 1名

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月30日から1月3日)、旧盆(旧暦7月15日)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(訪問看護の内容)

第7条

指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1)心身の状態、病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2)清潔の保持、睡眠、食事・栄養及び排泄等療養生活の支援及び介護予防
- (3)褥瘡の予防・処置
- (4)日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5)人生の最終段階における看護
- (6)認知症・精神障害者の看護
- (7)療養生活や介護方法の相談・助言
- (8)服薬管理、カテーテル等医療器具使用の管理
- (9)その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助
- (10)日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (11)居宅改善の相談・助言
- (12)入退院(所)時の共同指導等

(利用料等)

第8条

指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、基準上の額に対し、介護保険負担割合 証に記載の割合に応じた額とする。

- (2) 利用料・その他の費用は、重要事項説明書のとおりとする。
- (3) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。

- (4) 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第9条

通常の実業の実施地域は、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町の区域とする。
その他地域応相談。

(緊急時等における対応方法)

第10条

看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- (2) 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第11条

指定訪問看護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録する。

- (2) 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (3) 提供した指定訪問看護等に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (4) 提供した指定訪問看護等に関する利用者及びその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

ハラスメント対策の強化に関する事項

(第12条)

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる

(事故発生時の対応)

第13条

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

(3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第14条

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

(2) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

① 提供した具体的なサービスの内容等の記録

② 市町村への通知に係る記録

③ 苦情の内容等の記録:事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

(2) 虐待防止に関する責任者

虐待防止に関する責任者	小谷 篤
-------------	------

① サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する

② 虐待防止委員会を設置し、委員長を虐待防止に関する責任者とする

虐待防止委員会は必要に応じ成年後見制度等必要な制度の利用支援を行う

③ 虐待防止員会は虐待の防止のための指針を整備し、必要時に外部機関との連携を図る

④ 虐待防止委員会は定期的に会議を開催し、その結果を公表し従業者に対して周知徹底を行う

⑤ 虐待防止委員会は従業者に対して定期的に研修を開催する

(業務継続計画の策定等)

第16条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継

続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる

- (2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行う

9 (衛生管理・感染症対策等)

第17条

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる

- (2) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
 - ② 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する

その他運営についての留意事項)

第18条

訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後1か月以内
 - ②継続研修 年1回
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との守秘義務誓約書の内容とする
 - (4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社K's代表取締役と事業所ノ管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改訂

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から一部改訂